

## 長野県消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会 議事録

○日 時 平成 30 年（2018 年）11 月 28 日（水） 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

○場 所 長野県長野保健福祉事務所庁舎 3 階 大会議室

○出席者

審議会委員（12 名）

山岸重幸委員（会長）、有賀正典委員、小島康晴委員、鶴田敦子委員、古川雅文委員、大和久子委員、草深邦子委員、小林妙子委員、手塚優子委員、徳嵩淳子委員、笹広男委員、早川隆一委員

県側

長野県県民文化部長 角田道夫、暮らし安全・消費生活課長兼北信消費生活センター所長 古川浩、企画幹兼課長補佐兼企画指導係長 黒井秀彦、課長補佐兼相談啓発係長 北條浩之、中信消費生活センター所長 矢沢信二、南信消費生活センター所長 石澤一志、東信消費生活センター所長 宮下善人 ほか

【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

最初に、当審議会の委員交代についてご報告申し上げます。

海野利子委員の退任に伴い、平成 30 年 8 月 30 日付けで長野県消費者の会連絡会会長大和久子様、縣美智子委員の退任に伴い、平成 30 年 8 月 30 日付けで長野県消費者団体連絡協議会副会長手塚優子様に委員としての委嘱を申し上げたところでございます。

これによりまして、本審議会の現在の委員は、お手元にお配りしてある名簿のとおりとなっております。

それでは、本日までご出席の大和委員は、自己紹介をお願いします。

【大和委員】

長野県消費者の会連絡会会長の大和久子です。よろしくお願いします。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

ありがとうございました。つづきまして、手塚委員よろしくお願いします。

【手塚委員】

長野県消費者団体連絡協議会副会長の手塚優子です。よろしくお願いします。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

ありがとうございました。

本日の審議会の出席状況でございますが、市村委員、倉田委員及び高木委員が、ご都

合がつかず欠席をされております。

したがいまして、委員総数 15 名中、12 名の皆様のご出席をいただいておりますので、長野県消費生活条例第 46 条で準用する第 28 条第 2 項の規定及び長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱第 6 の規定による過半数のご出席があり、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、

角田県民文化部長からごあいさつを申し上げます。

#### 【角田県民文化部長】

皆さんこんにちは。本日は、お忙しいところ、5 月以来 2 回目となります消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会にご出席いただき、大変ありがとうございます。前回申し上げましたとおり、今年度は第 2 次となる長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画のスタート年にあたるということをごさいます、それも既に折り返しを迎えているところをごさいます。本日は今年度を振り返りつつ、来年度を視野に入れるという大切な会議でございますけれども、この計画に則りまして現在重点施策を進めているという段階でございます。その中で、特に 10 代の若者の消費者被害防止の活動に加えまして、今お手元にフォーラムのお知らせをお配りしてございますけれども、エシカル消費を進めるための取組、あるいは幅広い知識を自ら学んで自立した消費者の育成を目指す消費者大学などにつきまして、今年度重点的に取り組んでいるところをごさいます。一方で、消費者被害、とりわけ特殊詐欺被害については、依然として高い水準で被害が発生している状況でございます。引き続き、被害防止に向けて出前講座や様々な媒体を通じた啓発に努めてまいりたいと思います。また、成年年齢の引き下げ等に対応した消費者被害防止をはじめ、若いうちからの消費者教育を推進していくことが大変重要と考えております。どうか皆様にはこのような視点からのご意見をいただきながら、今年度の事業内容を振り返りつつ、来年度を検討いただくご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

恐れ入りますが、角田部長は、公務の都合により、ここで退席させていただきます。よろしく願いいたします。

次に、県側の出席者でございますが、委員名簿の裏面に記載してございますので、ご覧ください。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

会議資料は、先日お送りしたものととなりますが、追加資料として、長野県版エシカル消費キックオフフォーラムの周知チラシをお席にお配りしてございます。

不足等はないでしょうか。

次に、本日の会議は、録音をさせていただきます。後日、議事録として取りま

とめる予定でございますので、ご発言は、マイクを通していただきますようお願いいたします。

また、会議の終了時間でございますが、おおむね3時30分を予定しております。ご協力をお願いします。

それでは、これより会議事項に入らせていただきます。

当審議会の議長につきましては、消費生活条例第46条で準用する第28条第1項の規定によりまして、会長が務めることとされておりますので、山岸会長に議事の進行をお願いいたします。

それでは、山岸会長よろしくをお願いいたします。

### 【山岸会長】

みなさんこんにちは。

お忙しい中、ご参加いただきまして感謝申し上げます。

先ほど角田部長からお話がありまして、今年度から消費生活の5か年計画に則って様々な施策が実施されているところでございます。やはり個人的に気になるのがエシカル消費でありまして、徐々に浸透はしているかなとは思いつつ、まだこれからといった部分も多いのではないかと思います。もっとも、フォーラムのチラシを見ると、既に20年来エシカル消費に地道に取り組んでいらっしゃる方もいるとのこと。そういった方もいらっしゃるということを知ること、5か年計画の中でエシカル消費を謳った利点ではないかと思います。また、大室教授の基調講演の題に「みんなの消費がミライをよくする第一歩」とあり、消費というのは人間にとって不可欠な活動ではありますが、消極的に語られることの多かったものが、未来をよくするという話になってくると、ある意味コペルニクス的転換といえますか、パラダイムシフトといったことなのかと思います。興味も湧いてくるところです。

一方で、やはり消費者被害については全体的な数は減ってはいるのですが後を絶たないというのが現状です。そういった被害を防ぐためにもまだまだ県の施策はこれからも必要だろうと思います。消費者にとって非常にいいこと、あるいは被害にあわないための情報発信、消費者の学ぶ機会を提供するということが行政の施策として極めて重要になってくるだろうと思いますので、本日の審議会においては皆さんから様々なご意見をいただき、県の方へお願いできればと思います。

本日の審議内容についてですが、平成30年度事業実績について、平成31年度事業計画について、学校における消費者教育の推進について、その他となります。

当審議会の運営につきましては、「長野県消費生活審議会の運営について」に基づき、運営されます。本日の会議に関して、報道の皆さんを含め傍聴者の撮影・録音は、事前に会長の許可を得ることとされており、あらかじめ許可しましたので、ご了承願います。

それでは、会議事項の(1)平成30年度事業実績について、事務局から説明をお願いし

ます。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

(資料1～8により説明)

【山岸会長】

今の説明に関して、ご意見、ご質問などありましたらお願いします。

【鶴田委員】

消費生活サポーターの位置づけについて、サポーターになったけれど、どのような活動をしていいかという問題が今まであったと思います。資料を見ると、消費生活相談員資格取得支援講座、消費者大学と書いてあり、広く消費者問題等について共有しようというのはよくわかります。ですが、消費者大学に参加してサポーターになったけれどといったように、その先の見通しがないと先詰まりになってしまうのではないかという懸念があります。構想はいいと思いますが、今既に書かれている問題をどのように解決してくかお聞かせいただきたいです。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

資料6をご覧いただいているかと思います。自立した消費者の育成というレベルから、そういった方が地域で活動しやすいようにするために、消費者教育中核の人材育成研修、一番上には資格取得支援講座というように講座を構成しているわけであります。やはり、現在消費生活サポーターに登録いただいている方も、どういったところで活動したらいいのだろうかという課題がかねてからありました。それにつきましては、消費者被害防止対策推進会議においてグループワークを実施した中で、消費者被害を防ぐためには地域での見守りが非常に重要であるという意見が出まして、高齢者見守りネットワーク等の中に消費生活サポーターの方が加わっていただくのが非常に有効ではないかという議論もさせていただいたところがございます。そのためには、市町村の包括支援センター等に消費生活サポーターが関わることの出来るような、顔の見える関係を作ることが大事だと思いますし、そういった意味で活動の場を広げたいと思います。また、具体的な方法といたしましては、消費生活サポーターと分かるようなサポーター章であったり活動の際に着用いただくジャンパーであったりを作成し、市町村の行う街頭啓発の機会等に着用して協力していただいたりするということもあろうかと思います。そういった活動の入り口やつなぎを作ることが重要ではないかと思います。まだまだ結果は出ていませんので、もっとそのような取組を広げていかなければならないと考えています。

【鶴田委員】

今までもそのような議論をしてきたと思います。いままではそのようなことが案の段

階でしたので、こういうこともあるよねということを経験的にどこが指導するのかわかりません。組織的な仕組みとして活躍の場のルートを開かなければ、いつも同じような反省と検討の繰り返しになってしまいます。活躍の場が見えるかたちでの組織化を考える段階なのではないかと思えます。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

今の点につきましては、実際に現実の行動に繋がらなければいけないということで、資料1の3ページのところに記載してございます消費者被害防止対策推進会議においては福祉関係の方にも来ていただき、ディスカッションを通して実際のつながりをつくる場を設けたりもしました。

**【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】**

補足をさせていただきます。消費生活サポーターの活躍の場ということで、なかなかマッチングが上手くいっていないという話が従来からあったわけです。県の事業というわけではありませんが長野県消費者団体連絡協議会の主催ということで、県下9地区での懇談会を行っています。資料1の10ページの(4)アの部分になります。市町村消費者行政窓口と消費者団体、消費生活サポーターとの懇談会ということで行っておまして、昨年度は市町村の事務担当者の方にお越しいただき、実際に市町村にこれだけ消費生活サポーターがいて様々な啓発等の機会に協力していただいているかどうかといった意見交換を行ってまいりました。また、今年度につきましては長野県消費者団体連絡協議会の方から市町村の包括支援センターの職員にも声をかけていただきまして、もともとある包括支援ネットワークの方に消費生活サポーターの方の存在をご理解いただきました。包括支援センターの職員の方にも消費生活サポーターになっていただければ、より一層情報交換等も円滑になるということで意見交換をさせて頂いているところです。その中でも、福祉関係者の方から、このような制度は知らなかったですとか、受講してみたいという意見もいただきました。

**【山岸会長】**

ありがとうございました。他にありませんでしょうか。

**【徳嵩委員】**

資料5の消費生活センターの人口カバー率に関連してですが、先ほど話にも出ました消費者団体とサポーターや行政窓口との懇談会において次のような意見が出ました。市町村への相談において、小さければ小さい町や村ほど、担当者と顔見知りの可能性があり、相談しにくいいため、188を使用して相談した結果、回りまわって結局自分の市町村の相談窓口につながってしまった。そこには相談したくないから188にかけたのに、という意見があり、少しニーズとは離れた運用になっているのではないかと思うのです。

がいかがでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

市町村消費生活センターの相談体制についてのご質問ということで、188の仕組みについては、スタートしてから丸3年が過ぎております。188にかけていただくと、音声ガイダンスが流れ、ご自身の住所地の郵便番号を押していただくと最寄りの消費生活相談窓口につながるという仕組みになっております。今、お話のありましたことについては、小規模町村の窓口にお伺いすると、住民の皆さんからは知っている人には相談しにくいというお声があるというお話を聞いております。188については、そのような仕組みであるということをもっとPRしなければならないと認識しております。また、消費生活センターについては、相談の中で実際に契約書類等を拝見したりすることもあり、遠くのセンターに行くのは大変な場合もあります。長野県のロケーションを考えますと、生活圏の中で相談することが出来る場所があるということが大切だと思います。そういった意味で、ある程度中心となる市があり、広域的にセンターが設置されているという形が住民の皆さんにとっても利便性が高く、相談しやすいのではないかと思います。そのため、広域化を含めてセンターの設置を促進しているところでございます。いづれにしても、住民の皆さんが、相談をしたいときに相談したい場所へ出来るということが重要だと思いますので、単に188のPRだけではなく、仕組みについてもPRをしていく必要があると考えています。

**【山岸会長】**

他に、あるいは関連してありますでしょうか。

**【早川委員】**

資料5について、「県と市町村との役割分担の整理のため、それぞれの苦情相談内容及び処理経過を類型化し」とありますが、これは資料3のようなまとめ方を市町村についても同一的に行っていくということでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

例えば諏訪地域のように県のセンターと市町村の消費生活センターがともに機能しているような場所で、内容的に複雑であったりより専門的な対応が必要とされるような案件について、市町村から県の方へ照会があるような場合や、逆に、一番身近な相談窓口で解決出来るような案件もあるかと思います。ここでイメージしておりますのは、そういった相談内容に応じた状況がどのようなになっているのかということ整理して、情報共有し、市町村のセンターと県のセンターの役割分担を明確にする、そのための整理をしようということでございます。

**【早川委員】**

資料3の表にあるように、県と市町村の相談件数が逆転してきているという状況で、県の方の相談の内訳しか載っていないため、市町村の相談の内訳も合わせて載せていただいた方が分かりやすいかなと思います。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

その点につきましては、ご指摘いただいたとおりでございます。先ほど申し上げたような地域において、このような分析をどのようにしたら出来るかということについてもしっかりと検討していきましょうという段階でございます。

**【山岸会長】**

他にありますでしょうか。

**【古川委員】**

資料2の学校関係への出前講座について、今年からの5か年計画の重点のひとつは成年年齢の引き下げへの対応に関係すると思います。2022年の4月から今の中学校3年生が該当してくると思いますが、資料に記載されている件数は、学校の方から出前講座の申し込みが無かったため、このような結果になっていると思います。県の方から学校の方へ呼びかけるですとか、今後行う予定はあるのでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

この後、教育委員会からも資料の説明がありますが、私共も2022年の成年年齢の引き下げについては重要な課題だと考えておりますので、現在、県の教育員会を通じまして、特に中学校の技術・家庭科、高校の先生方に働きかけを行っています。そういった中で、消費者庁で作成した「社会の扉」という資料も活用しながら、2022年以降に成年年齢の引き下げの対象となってくる現在の中学生が、被害にあわないような教育の体制を取っていきたいと考えています。そういった意味では、現在の中学校での対応は今後の課題だと捉えていますので、教育現場での理解を得ながら教育の機会を増やしていきたいと思います。

**【小島委員】**

今のお話と若干関連してきますが、資料2の8ページに記載のある小学校への講師派遣についてです。2校へ派遣していますが、これは県の方で選んだのか、学校から希望があったのか、また、予算の都合で2校だけなのか、そのあたりいかがでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

希望があつての派遣になりますが、詳細については担当から説明させていただきます。

**【くらし安全・消費生活課 北條課長補佐】**

相談啓発係長の北條と申します。消費者教育推進講師の派遣につきましては、それぞれ学校からの希望により派遣させていただいております。30年度については年間6件の予算を計上しており、10月末時点では2校ですが、11月に入ってから3校から希望があり派遣をいたしました。今後も予算の許す限り、続けていきたいと思っております。

**【小島委員】**

来年度の話になってしまうかもしれませんが、講師の南澤さんには直接お話を伺ったことがあります、ここに記載されている通り、小学生がスマホを操作していて親に請求が来てしまったですとか、SNSが乗っ取られてなりすましによりいかげん画像が送りつけられたといった事例が、小学校の低学年にまで広がっているということをよく聞いております。講師派遣事業はとてもいい事業だと思いますので、積極的にこれからも展開していただきたいと思います。

**【手塚委員】**

本日からの参加で、今までの経過は分かりませんが、資料3の年代別の相談件数に関連して、特殊詐欺等は高齢者見守りネットワーク等でカバーし、小中学校は学校教育でカバー出来るというようなお話でした。しかし、それ以外の世代についてはCM等の啓発活動は行っているのでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

高齢者への特殊詐欺被害の防止に関連しまして、働き盛り世代への啓発等も実施しております。そもそもは自身の親御さんが被害にあわないようにということで見守りの観点から、お子さんの世代に理解をしていただくということで実施しています。昨今は、とくに架空請求において高齢者でない世代の方の被害も多く発生しておりまして、消費生活情報ホームページ等において注意喚起を行っています。今後さらにそういった取組を強化していく必要があると感じています。

**【山岸会長】**

それでは、続きまして、会議事項(2)「平成31年度事業計画について」、事務局から説明をお願いします。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

(資料9により説明)

**【山岸会長】**

今の説明に関して、ご意見、ご質問などありましたらお願いします。



【鶴田委員】

長野県版エシカル消費キックオフフォーラムのチラシについて、受託事業者と記載がありますが、県との関係はどのような感じなのでしょうか。また、資料9に記載のあるエシカルプロダクツという言葉のイメージをお尋ねしたいと思います。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

フォーラムの受託事業者という記載についてですが、フォーラムの開催やテレビやラジオでの長野県版エシカル消費の周知・啓発の実施、フォーラムに展示するパネルの作成等について県から(株)ながのアド・ビューロに委託をしています。また、エシカルプロダクツという言葉について、昨年度から時々出てきた言葉ではありますが、言葉の定義は明確ではありません。エシカル消費を実践するにあたって、消費者が商品やサービスを選択する際に、当然そういった商品やサービスを提供する事業者がいなければなりません。地産地消で言えば、地元の大豆を使用して豆腐を作るといったような商品の提供をエシカルプロダクツという表現をしています。消費者に対して、エシカルな商品やサービスを選択しませんかというPRをするとともに、事業者に対してもエシカルな商品やサービスを提供しませんかという取組を次年度以降やっていきたいと考えています。

【鶴田委員】

昨年度、エシカルという言葉を使うことについて随分議論になったと思います。英語を訳せば倫理的消費になります。自立した消費者というのは自主的に判断する消費者です。倫理的に買い物しましょうと言ってしまうと、やや押し付け感がありますので、そうではない工夫をしましょうというやりとりがあったと思うのですが、チラシの裏を見ると内容はいいけれど全部押し付けています。県が話し合ってきたことが、しっかりとこの受託事業者に伝わったのか心配です。欧米からきたエシカル消費ですが、長野県版ということで、地産地消といった長野県らしさを残しましょうと、SDGsの12番目の目標に「つくる責任・つかう責任」とあるように、消費と生産はセットであって、チラシを見ると消費になってしまっています。昨年度から何回か議論してきた中で、長野県と言えば地産地消だよねと、地元から生産と消費を支える上手い関係が長野県版だよねと、でも地産地消だけでは狭くてということでできたのが長野県版エシカル消費だと思います。そのあたりの議論が薄まってしまっているのではないのでしょうか。その際にもエシカルというカタカナの言葉を使うか否かについて、若者はいいいけれど中高年には馴染まないのではないかと、長野県としてどのような方向で県民に発信していくのか、次回から検討してほしい。長野県立大学をイメージしているのかもしれませんが、若い人に世代を譲っていくのならこれでいいかもしれません。ですが、もう少し配慮のある取組にしないと、この事業自体が潰れるかもしれません。流行になってどんどんやっていく人もいれば、ちょっと待てよもう少し丁寧にやろうよと、今回のSDGsで「つくる責任・つかう責任」と出したのは、そこなのです。少し控えめなと言いますか、多様

な意見を見て、慎重な取組をやっていくといいのではないのでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

貴重なご意見をありがとうございます。私共もこれまでの議論の経緯は承知しておりますし、長野県版エシカル消費推進事業ですが、消費者の方にこういったものを買いたさいますか、押し付けるような意図ではないことは十分承知しております。そこについては、こういったチラシひとつとっても、分かるようにアナウンスしていく必要があるかと思えます。エシカル消費というのは、先ほどお話のありましたとおり、無理をして取り組むということではなく、自分が使いたいものを使った中でSDGsの持続可能性につながっていくものだと思いますので、ある意味、消費者の方がそういった行動をとることが結果として社会全体を変えていくということが分かるような内容で、よりエシカル消費の意味が分かるように県民の皆さんにお伝えしていきたいと思えます。

**【山岸会長】**

エシカル消費のイメージが記載してありまして、事業者も入っているのですが、具体的にはどのように事業者へのアプローチをしていくのでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】**

まずは、大学生によるMAP作成調査の中で、こういう人もエシカルなのではないかということで事業者から別の事業者を紹介してもらったりしたこともあったそうです。そういった意味での事業者での広がりもあると思えます。また、4月と7月に消費者団体の方を中心に株式会社A・コープやエシカルファッションの取組をしている岡学園の方にも参加していただいて意見交換を行いました。フォーラムについても、県の組織で関わりのある農業者の団体や事業者の関係団体等に向けて、関係課を通じてPRを行っております。

**【鶴田委員】**

聞いていますと、MAPというのが変で、新しいものではなく、今まで話してきたのは、長野県の農業とか林業、商店の中に既に今まで積み重ねてきたエシカルに該当するものがあると思えます。それを自覚して、宣伝していくというイメージだったと思えます。例が適当でないかもしれませんが、北海道は農業の格差がありあまり振るわなかったのですが、教科書でも取り上げられた新しく開発された札幌黄という玉ねぎについて、それは明治のころの品種だったのですがずっと無視されてきていて、もう一回農家の方が復活させて、消費者がそれを支えるために皆で買いましょうというようになっていきます。新しい若者が起業するようなことも支えなければいけないと思えますが、私がイメージしているのは、古くからある地元の産業や商品とくっついて、概念を広めていくということが重要だと思います。なんかMAP作って、ここにこういう商店があったのか

というようにするのではなく、今まであるものと結びつくといいますか、新しい事業者とつながりますというのもあっていいと思いますが、違うイメージでやらないと事業自体が飛んでしまいますよ。付け焼刃に出てきた発展途上国と先進国の経済格差についてのフェアトレードの概念から出てきたのがエシカル消費なので、その概念をポッと当てはめるのではなく、地元の生産と結びついてもっと幅広い持続可能性のあるイメージを入れていただかないといけないと思います。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

MAPについては、新しいものとか企業のものだけ取り上げているわけではありません。先ほども少し申し上げましたが、エシカルの行動というのは昔からある行動であったり消費の仕方というところもあり、地域のもを食べたり、地域で作られたものを使うということを昔は当然していたと思います。消費者の方が選ぶ際に地元のものか分からないといったように見えなくなってしまうというのがいけないと思います。これは地域の方が手塩にかけて作ったこういう原料からできた食品ですよというような紹介をしていきたいと考えています。今年度の消費者大学で12月にエシカル消費の講座の一環で辰野町へ行きますが、地域のお米を使用した米麴で甘酒を作っている方をお迎えします。そういった方がいるということを知っていただくこともエシカルではないかと思います。決して新しいものやフェアトレードのものだけというわけではなく、もっと身近なところにエシカルな行動はあるということを理解していただけるように頑張りたいと思います。

**【山岸会長】**

資料にある「12 つくる責任・つかう責任」というマークはどういったマークなのでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

SDGsの17のゴールのひとつのマークで世界共通になります。

**【小林委員】**

フォーラムのチラシはどこにどのように配られているのでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】**

チラシの配布につきましては、消費者団体や事業者、農業者の団体、また、教育関係ということで学校への配布や家庭科の先生への配布を考えています。

**【小林委員】**

私はPTAという立場で参加させていただいておりますので、出来ればPTA連合会

から市のPTAくらいまで情報が下りきて、興味を持っている方ですとか講演会を考えている方たちに情報提供していただけるとありがたいです。また、鶴田委員もおっしゃっていますが、これまでの会議を通してエシカル消費の定義について議論をしてきたと思います。私はその時に初めてこの言葉を知りましたし、今日も久しぶりに聞きました。チラシや資料を見て、この言葉を認知させたいというのは分かりますが、すごく違和感があります。先ほど、PTAにも配ってほしいと言いましたが、まったくエシカル消費を知らないような人たちが見たらなんだこれはとすごく思うと思います。そうするとせっかくなことをやっているのに一歩引いてしまうのではないかと、どこか少し押しすぎなのかなと思います。長野県版エシカル消費の認知度について今年度は16.0%とのことですが、アンケートを取ったイベントに参加していた人がということで、これに関わっていない人から見たら一桁なのではないでしょうか。広めるのであれば、もっとソフトにかみ砕いて伝えていただけるとありがたいかなと思います。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

貴重なご意見をありがとうございます。エシカルという言葉そのものが少しピンとこないものでありますが、国の方でも日本語に言い換えるなど検討されてはきましたが、なかなかいい言葉が無く、ここに落ち着いているということもあります。普段の行動であるにもかかわらず、言葉の理解がまだまだされていないということも含めまして、しっかりと県民の皆さんに理解していただけるよう努力してまいります。

**【草深委員】**

フォーラムでここからエシカルMAPの発表と配布を行うと書いてありますが、長野、松本、上田、飯田の4地区で何件ほどの調査を行ったのでしょうか。お金をかけて作っていると思うのですが、どの程度の件数を調べてMAPに掲載しているのでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】**

4月、7月の意見交換会において、どのようなお店があるのだろうかということいろいろと情報を持ち合わせまして、例えば地場産のお店からいくと1000いくつというところもありましたが、ある程度いくつか候補を絞った中で学生が1地区10店舗程度のお店を調査し、掲載する形で現在考えております。候補対象は数多い中で、県からも情報提供しつつ、学生さんの観点から調査を行ったところです。

**【草深委員】**

特殊詐欺についてはどうしても60代から70代で女性の方の被害が多いということで、それを防ぐために全市町村に見守りネットワークを構築するとのことですが、どのような形で構築するのでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

地域の高齢者の方のもとへ福祉の方や民生委員の方が訪れるという既存のネットワークの中に、消費生活の部門も加わって情報共有するという形を考えています。例えば、あるお宅に行ったらたくさんの商品が山積みになっていて、そういった相談を消費生活の部門につないだり、気を付けたほうが良いといったようなアドバイスを行う、このようなネットワークの構築を考えています。

**【草深委員】**

新しいネットワークを構築するというわけではないということですよね。といいますのも、民生児童委員協議会の方でも各地区で頑張り安心ネットというものを持っていますが、今のところそこには消費生活センターとまったく関わっていません。民生委員の中にも消費生活のトラブルについてどのようにしたらいいか分からない人も多いので、もっと消費生活センターと民生児童委員協議会とのネットワークの情報共有をしていかなければいけないのではないかと思います。もちろん私たち民生児童委員協議会の方からも消費生活センターの方に働きかけをしていかなければならないとも思いますので、そういったところを考えてやっていかなければなかなか上手くいかないのではと思います。先ほど、相談したくないところへ電話がつながってしまったという意見がありましたが、高齢者の中には、そもそも家に来て何か言われるのが嫌だという方が多いので、私たち民生委員が消費生活センターに相談しようかといっても断られてしまうこともあります。高齢者への消費者教育という部分についても消費生活センターと民生児童委員協議会がタッグを組んで取り組んでいかなければ、高齢者の消費者被害はなかなか無くならないのではないかと思います。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

ありがとうございます。まさにおっしゃる通りで、新たに消費者被害防止のネットワークを作るのは非常にハードルが高いですし、いくつも似たようなネットワークがあるという状況になってしまいますので、地域の既存のネットワークに消費生活の部門や消費生活サポーターの方を入れていただくという形で、現在市町村の消費者行政担当部門を通じて働きかけを行っているところです。

**【山岸会長】**

高齢者見守りネットワークの構築において、消費生活サポーターの方が加わっていくことについてはある程度具体化していると考えていいでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

まだ具体的な例というのはありませんが、消費生活サポーターの方がきちんと秘密を守りながら情報共有や啓発を行っていくということについて、市町村へ働きかけを行い、

早い段階でそういった実際の事例を作りたいと考えています。

【山岸会長】

ほかにありますでしょうか。

無いようですので、会議事項(3)学校における消費者教育の推進について、事務局からご説明をお願いいたします。

【教育委員会教学指導課 赤羽指導主事】

(資料 10 により説明)

【山岸会長】

ありがとうございました。このことについて、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

無いようですね。

架空請求について弁護士という立場から若干お話をさせて頂くと、裁判を起こされるとか給与を差し押さえられるという言葉に皆踊らされて、お金を払ってしまうのですが、日本の裁判では原告が 80 点取れないと勝てません。相当の数の証拠を持っていないと勝てませんので、裁判を起こされても恐れる必要はありません。また、給与差し押さえについては裁判に勝たないと差し押さえることが出来ませんのでこちらも恐れる必要はありません。給与については勤務先が分からなければ出来ませんし、そんなに簡単に出来るわけがありません。そういったことを覚えておいていただければ、周りで被害にあいそうな人がいたら教えてあげてください。ただし、裁判所から正式な通知が来た場合は専門家に相談してください。詐欺ではなく正式なものが来ることはないわけではないので。

本日はお忙しい中、ご出席いただき、また皆様から多くの貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

以上で会議事項は全て終了いたしましたので議事を終了させていただきたいと思えます。

それではマイクを事務局にお返しします。

【くらし安全・消費生活課 古川課長】

本日は、長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。消費者を取り巻く環境が急速に複雑多様化する状況の中、県の第 2 次となる消費生活基本計画・消費者教育推進計画の中での施策推進に向けた積極的なご意見をいただき、改めて感謝申し上げます。

委員の皆様には、引き続き、県の消費者行政につきまして、一層のご理解とお力添え

を賜りますようお願い申し上げます。本日は、ありがとうございました。

**【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】**

本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成のうえ、後日、皆様にご確認いただくこととなります。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。